

千葉県土地利用基本計画書
(素案)

平成21年11月

千葉県

目 次

(前文)土地利用基本計画策定の趣旨	1
1 土地利用の基本方向	2
(1) 県土利用の基本方向	2
(2) ゾーン別の土地利用の基本方向	3
ア 東葛飾ゾーン	
イ 湾岸ゾーン	
ウ 北総ゾーン	
エ 千葉東部ゾーン	
オ かずさ・臨海ゾーン	
カ 南房総ゾーン	
(参考)ゾーン区分図	8
(3) 五地域区分の設定	9
ア 五地域区分の基準	
イ 細区分の内容	
(4) 土地利用の原則	11
ア 都市地域	
イ 農業地域	
ウ 森林地域	
エ 自然公園地域	
オ 自然保全地域	
2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整方針	15
3 土地利用基本計画の推進体制	17
4 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画	18
(参考)土地利用基本計画図について	20
1 計画図	20
2 図面表示の方法	20
3 地域区分及び細区分別面積	21
4 五地域の重複状況別面積	22

千葉県土地利用基本計画策定の趣旨

千葉県土地利用基本計画（以下「本基本計画」という。）は、千葉県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、「第4次国土利用計画（全国計画）」（平成20年7月）及び「第4次千葉県国土利用計画」（平成20年7月）を基本として策定しました。

本基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画です。

すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に、規制の基準としての役割を果たすものです。

1 土地利用の基本方向

(1) 県土利用の基本方向

県土は、県民のための限られた資源であるとともに、生活や生産といった諸活動の基盤であり、県民全体の貴重な共有財産です。

しかしながら、人口減少・少子高齢社会の到来、地域間競争の激化、環境問題の深刻化等、県土をめぐる経済社会状況が大きく変化しており、また、農地・森林の大幅な減少、耕作放棄地・荒廃森林の増加や産業廃棄物の不法投棄、山砂採取跡地における自然環境・景観上の問題等が生じています。

県土が現在と将来の県民のための限られた資源であることに鑑み、これからの県土利用は、これらの状況の変化や土地利用上の課題に対応したものとしていく必要があります。

これらの認識を踏まえ、県民一人ひとりが豊かさを実感し愛着を持って暮らし、地域が個性や特色を生かしながら、発展を続けていくことができる「豊かな県土」を次の世代へと引き継いでいくことができるよう、以下の基本方向による県土利用を進めていきます。

【多様な主体との連携・協働による県土利用】

県民、NPO、土地所有者、事業者、行政等の幅広い主体が、相互の信頼関係を築き、力を結集して、持続可能な県土利用を推進していくことができるよう努めていきます。

【土地需要の量的調整】

県全体として、いったん転換された土地利用が容易には元に戻せないこと等に鑑み、慎重な配慮のもとで、適正に土地需用の調整を行っていきます。

農林業などの自然的土地利用については、農地・森林等の適正な保全を図るとともに、耕作放棄地等の適切な利用を促進します。また、都市的土地利用については、計画的に良好な市街地の形成を図ります。

【県土の質的向上・有効利用】

ア 健全な循環が維持され、地球温暖化を防止する社会の構築

資源の効率的利用・再生利用を進める資源循環型社会システムへの転換を推進していきます。また、温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化を防止する社会の構築を目指していきます。さらに、健全な自然の物質循環の機能を果たす森林・農地の保全・有効利用を促進します。

イ 安全で安心できる暮らしの確保

自然災害の未然防止、被害の最小限化に向けたハード整備・ソフト施策を展開します。また、「自助」「共助」の動きや意識の強化に向けた支援を進めるとともに、良好な大気・水質・土壌を確保し、犯罪・交通事故から県民の安全を守るため、安全・安心なまちづくりを進めます。

ウ 良好な景観の保全・形成

良好な景観の保全・形成に向けた仕組みの構築を図り、その保全・形成に配慮した事業の実施に努めます。また、市町村や県民が主体となってその保全・形成を進め、次の世代へ引き継いでいけるよう取り組んでいきます。

エ 人と自然との共生

生物多様性が保全され、自然と共生する豊かでうるおいのある県土利用を図るとともに、里山の計画的な保全・整備・活用を推進します。また、市街地における自然環境の保全や緑化の推進等を図るとともに、集約型都市構造への転換を図っていきます。

オ 持続可能なまちづくり

都市においては、これまでの郊外に拡大していくまちづくりを見直し、既存の社会資本ストックの活用や、土地の高度利用、低未利用地の有効利用等により、集約型のまちづくりを促進します。

また、農山漁村では、産業として自立できる農林水産業の実現、地域内の集落コミュニティの再生、体験型観光の推進等による都市との交流等、暮らしやすさの向上等を促進していきます。

カ 廃棄物の適正処理

不法投棄は、土壌・地下水の汚染、崩落・火災等の災害の発生や景観の悪化等を生じさせます。これらの課題を解決するため、産業界との連携を図りながら、排出量の減少、再資源化の推進を図るとともに、廃棄物を取りまく多くの課題を解決するための施策を展開していきます。

キ 建設発生土の有効利用等

建設発生土の工事間利用等を促進し、関係部局の連携により埋立ての適正化を確保するとともに、建設発生土の処理のあり方等について検討を行います。

ク 山砂採取跡地等の森林回復等

山肌がさらされたままであったり、植栽しても育たないまま森林が回復していない山砂採取跡地や建設発生土埋立て後の処分場跡地が点在し、自然環境や景観の悪化等が生じており、山砂採取跡地等の再生が課題となっています。そのため、山砂採取跡地等の森林の回復への取組や事業者への指導を推進していきます。

(2) ゾーン別の土地利用の基本方向

ゾーン別の土地利用に当たっては、次に述べるゾーン別の土地利用の基本方向にそって適切に対処するものとします。

ゾーン区分は、第4次千葉県国土利用計画に基づき、「東葛飾ゾーン」「湾岸ゾーン」「北総ゾーン」「千葉東部ゾーン」「かずさ・臨海ゾーン」「南房総ゾーン」の6区分とします。

ア 東葛飾ゾーン

東葛飾ゾーンは、県北西部に位置し、常磐自動車道、国道6号・16号等の幹線道路網やJR・私鉄の各線等、東京都、埼玉県、茨城県方面との間に太い交流軸が形成されており、県内でも有数の人口集積が認められます。

また、利根川や江戸川、内陸部の手賀沼等の水辺空間や緑豊かな里山等、都市部にあって貴重な自然環境・景観を有しています。

本地域では、ベンチャー企業、商業等の都市的サービス機能、教育・文化機能等が集積しているほか、収益性の高い都市農業が展開されています。

そのため、裾野の広い産業集積、大学、民間研究機関・産業支援機関の立地があり産学官の技術連携による研究開発やものづくりに適した環境であることや、消費地に近接する立地条件での農業等を生かしていくことが望まれています。

その一方で、里山・緑地等良好な自然の減少、交通渋滞、幹線沿道における自動車排出ガスによる大気汚染や自動車騒音等の問題が生じています。

また、今後の急激な高齢者人口の増大に対する良質な生活環境の確保、住宅と工場が混在している地域での居住環境や生産環境等の課題もあり、その対応が必要となっています。このため、土地利用混在の解消・適正な共存による居住環境や企業立地環境の向上、都市の防災機能を考慮した災害に強い市街地の形成を推進します。

また、良好な都市・生活環境の形成に資する良質な住宅供給を促進するとともに、農地、緑地、里山の保全・活用や都市公園等の整備を図ります。

農地については、新鮮な農産物の供給のほか、防災空間、緑地やレクリエーションの場の提供等、多様な役割を果たしていることから、消費者との距離の近さを生かした農産物の直売活動の促進や体験型農業の展開等により、その保全を図ります。

既存市街地については、再開発等による土地利用の高度化を図るとともに、誰もが暮らしやすい快適な居住空間の形成を促進します。

イ 湾岸ゾーン

湾岸ゾーンは、県中央部から北西部に位置し、東関東自動車道水戸線や京葉道路、国道14号・296号・357号等の幹線道路網やJR・私鉄の各線等、都心への太いアクセス軸が形成されており、県内でも有数の人口集積が認められます。

大型商業施設や都市型アミューズメント施設、臨海部や内陸部における工場・物流施設、多くの大学等が集積し、特に、幕張新都心においては、国際的な業務・コンベンション機能を有する施設が立地しており、近代的な都市機能を備えた地域です。

また、三番瀬や谷津干潟等の東京湾奥に残された貴重な干潟・浅瀬、内陸部の谷津田等、貴重な自然環境・景観を有しています。

本地域では、多様な産業集積、国際業務・研究開発・都市的サービス等の多面的な都市機能や、消費地に近接する立地条件での農業等を生かしていくことが望まれています。

その一方で、市街化の進展等による里山・緑地等の良好な自然の減少、急激な都市化による都市基盤整備の遅れ、交通渋滞、幹線沿道における自動車排出ガスによる大気汚染や自動車騒音の問題が生じています。

また、今後の急激な高齢者人口の増大に対する良質な生活環境の確保、住宅と工場が混

在している地域での居住環境や生産環境等の課題もあり、その対応が必要となっています。

このため、土地利用混在の解消・適正な共存による居住環境や企業立地環境の向上、都市の防災機能を考慮した災害に強い市街地の形成を図り、都市的・自然的土地利用の調和に十分配慮した、本県の中核的な地域にふさわしい魅力的な都市づくりを推進します。

また、良好な都市・生活環境の形成に資する良質な住宅供給を促進し、農地、緑地、里山の保全・活用や都市公園等の整備を図ります。

農地については、新鮮な農産物の供給のほか、防災空間、緑地やレクリエーションの場の提供等、多様な役割を果たしていることから、消費者との距離の近さを生かした農産物の直売活動の促進や体験型農業の展開等により、その保全を図ります。

既存市街地については、再開発等による土地利用の高度化を図ります。また、密集市街地の解消等、誰もが暮らしやすい快適な居住空間の形成を促進します。

ウ 北総ゾーン

北総ゾーンは、県北部に位置し、利根川を境に茨城県と接しています。

東関東自動車道水戸線、国道51号・296号・356号・408号等の幹線道路網や、JR成田線・総武本線等により、県北西部や茨城県と結ばれており、日本の空の表玄関である成田国際空港を有するとともに、千葉ニュータウン等の大規模な市街地整備が進められてきました。

また、利根川沿いや印旛沼周辺には水田が、下総台地には畑地が広がり、里山も多く、水と緑の美しい自然環境を残した地域です。

本地域では、成田国際空港を拠点とする空港関連・物流関係・先端技術産業の立地が進み、農業は稲作をはじめとして県内有数の生産地帯となっているほか、歴史・文化遺産を生かした観光産業が展開されています。

その一方で、住宅開発等に伴う良好な自然の減少や、農業の後継者不足等の問題が生じており、また、里山の保全、印旛沼の水質改善、空港周辺地域における航空機騒音対策、地元農林水産物・地域の観光資源を活用した地域ブランド製品の開発と販路の開拓や、千葉ニュータウン事業の円滑な推進等の課題もあり、その対応が必要となっています。

このため、成田新高速鉄道、首都圏中央連絡自動車道、北千葉道路等の道路交通網の整備を進めるとともに、成田国際空港周辺地域における国際物流機能等の集積を図ります。

また、水辺や里山等の自然や、歴史的なまちなみ等の歴史・文化遺産の保全・活用を図ります。

農地については、担い手の確保や利用集積、ほ場等の農業生産基盤整備の推進等により農業経営の基盤を強化し、その保全を図ります。

千葉ニュータウンについては、「住む・働く・学ぶ・憩う」等の各種機能の複合した都市づくりを推進します。

エ 千葉東部ゾーン

千葉東部ゾーンは、県東部に位置し、東側は銚子から九十九里浜にかけて広く太平洋に面しており、西側は北総ゾーン、千葉市、市原市の内陸部と接しています。

地域の南北が国道126号、JR総武本線で結ばれていることに加え、首都圏中央連絡

自動車道や銚子連絡道路、長生グリーンライン等の幹線道路網の整備が進められており、都心方面からのアクセスについても向上が図られるほか、全国的に有名な銚子地域の漁業、九十九里地域の水産加工業や、九十九里平野における稲作を中心に果樹栽培、花き、植木栽培、施設園芸等、多様性のある農業が営まれています。

また、犬吠埼や屏風ヶ浦、九十九里浜等の風光明媚な海岸線といった美しい自然環境や景観に恵まれており、海水浴やサーフィン等、県内のマリンスポーツの中心地となっています。

本地域では、県の骨格的な交通軸のひとつとなる首都圏中央連絡自動車道が地域を南北に縦断する形で整備されることにより、これらを生かした観光・リゾート地域としての成長や企業の立地・集積を促進していくことが望まれています。

その一方で、地域の主要な産業である農林水産業の後継者不足や耕作放棄地の増大、九十九里浜の侵食等の問題が生じています。

また、九十九里浜の美しい海岸線等の景観や森林の保全、地域の自立性を高めるために必要な地元農林水産物・地域の観光資源を活用した地域ブランド製品の開発と販路の開拓や賑わい空間等の都市機能の集積、浸水被害防止のための河川整備の推進といった課題も抱えており、その対応が必要となっています。

このため、九十九里浜の美しい景観を保全し、侵食から守るため、養浜計画の具体化、マツ林の保全等を図ります。

農地については、担い手の確保や利用集積、ほ場等の農業生産基盤整備の推進等により農業経営の基盤を強化し、その保全を図るとともに、農産物の流通の合理化を図るための広域農道の整備を推進します。

森林については、森林所有者等による整備への支援強化等による保全を図ります。

オ かずさ・臨海ゾーン

かずさ・臨海ゾーンは、県中央部から南西部に位置し、西は東京湾に面し、東から南にかけては九十九谷として知られる緑豊かな上総丘陵が広がっています。

館山自動車道、東京湾アクアライン、首都圏中央連絡自動車道、国道16号・127号・409号等の幹線道路網やJR内房線により、県内他地域や首都圏等の多様な地域と結び付きが強い地域であり、世界有数の臨海コンビナートが形成されているほか、内陸工業団地の整備が進んでいます。

さらに、かずさアカデミアパークでの施設整備や研究開発事業が進められています。

また、潮干狩りが楽しめる遠浅の海岸や豊かな森林、河川の上流部に点在する溪谷や湖等の貴重な自然環境と美しい景観が多く残されています。

本地域では、広域的な県内外や地域間の交流・連携の軸となる東京湾アクアライン、館山自動車道や木更津港を活用するとともに、首都圏中央連絡自動車道の整備等を進めていくことが望まれています。

その一方で、駅前等の既存市街地の空洞化、農林水産業における後継者不足、農作物の鳥獣被害、森林の伐採を伴う山砂採取跡地の自然環境・景観の悪化等の問題が生じています。

また、房総の豊かな環境を育む森林の保全や京葉臨海コンビナート地域の国際競争力強

化等の課題もあり、その対応が必要となっています。

このため、緑豊かな環境の中で快適な生活ができる住宅地の整備や教育・文化・福祉・医療等の都市的サービス機能の充実を図るとともに、まちなか居住の促進等による既存市街地の再生を図ります。

農地については、担い手の確保や中山間地域等の農業生産基盤、生活環境基盤の整備の推進等により、その保全を図ります。また、有害鳥獣による被害防止のため、捕獲体制を整えます。

森林については、森林所有者等による整備への支援強化等による保全を図り、山並み・渓谷等の美しい自然環境や景観の保全を図るとともに、山砂採取跡地の森林回復を促進します。

カ 南房総ゾーン

南房総ゾーンは、県南部に位置し、東、南、西の三方を海で囲まれ、内陸部は房総丘陵が広がっています。

館山自動車道、国道127号・128号・297号・410号・465号等の幹線道路網や、JR内房線・外房線、私鉄等により、周辺地域や県の中央部と結ばれているほか、海の玄関口として館山港の整備も進められており、冬でも温暖な気候や豊かな漁場を生かして、多様な農業、漁業が行われている地域です。

また、南房総国定公園に代表される美しい海岸線、緑豊かな丘陵を有する自然環境や美しい景観と温暖な気候を生かした観光・リゾート地としての豊富な資源を有しています。

本地域では、東京湾アクアラインや館山自動車道、館山港等を生かし、豊富な農林水産物を活用した観光・リゾート地域としての成長や、特色のある農業、漁業等を生かしていくことが望まれています。

その一方で、人口減少、少子高齢化に伴う過疎化、農林水産業における後継者不足、農作物の鳥獣被害等の問題が生じています。

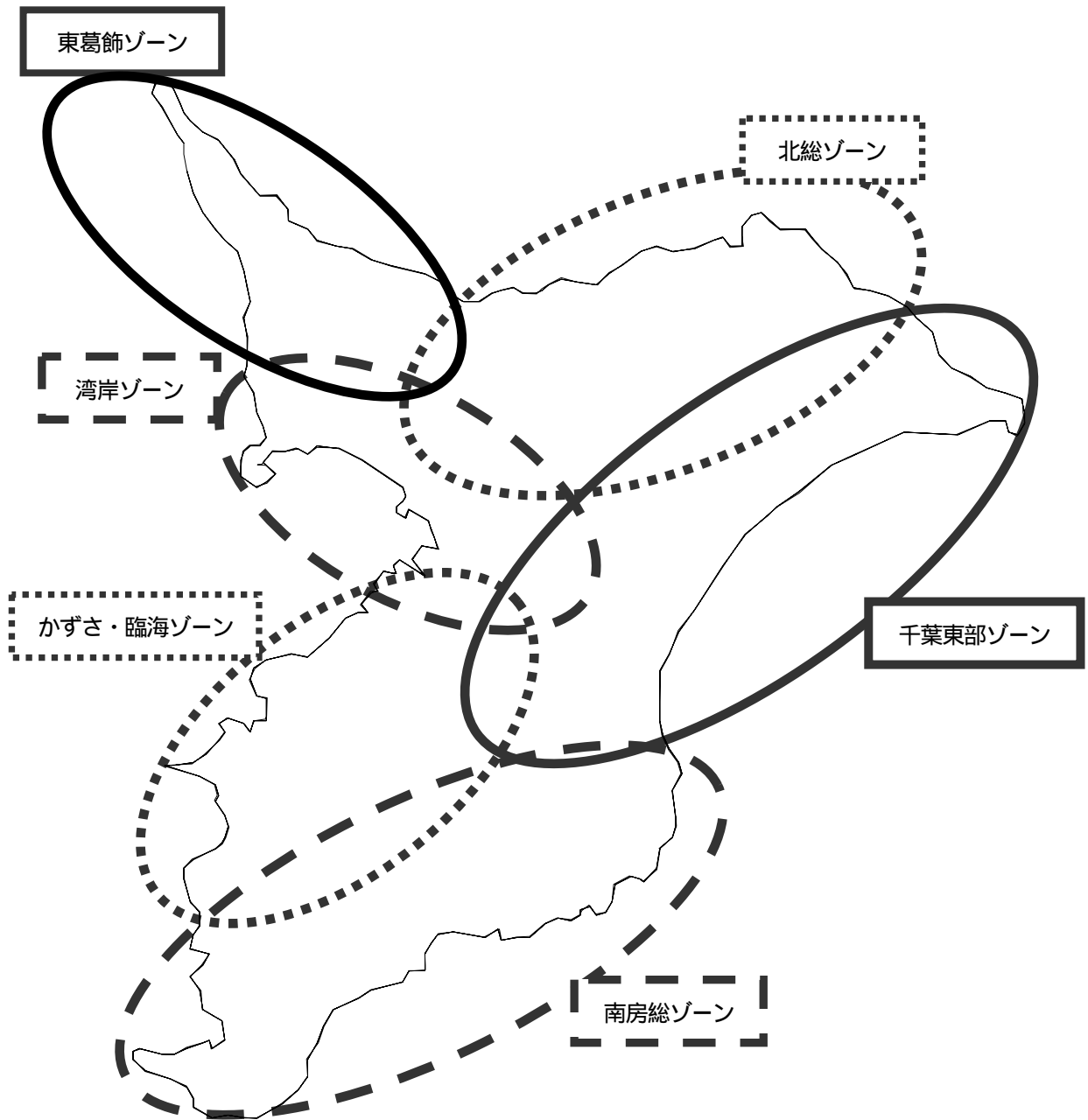
また、宿泊者数の伸び悩み、防災において、風雨等による自然災害の未然防止や被害の最小限化、ライフラインとしての道路の整備等の課題もあり、その対応が必要となっています。

このため、海岸線や里山等、恵まれた自然資源の活用や自然景観の保全を図るとともに、自然公園施設の整備を促進します。

農地については、担い手の確保や中山間地域等の農業生産基盤整備、生活環境基盤の整備の推進等により、その保全を図ります。また、有害鳥獣による被害防止のため、防護と捕獲体制を整えます。

森林については、森林所有者等による整備への支援強化等による保全を図ります。

(参 考) ゾーン区分図



各ゾーンは、それぞれ以下の市町村を中心としています。

- 東 葛 飾 … 松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市及び鎌ヶ谷市
- 湾 岸 … 千葉市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市及び四街道市
- 北 総 … 成田市、佐倉市、八街市、印西市、白井市、富里市、香取市、酒々井町、印旛村、本埜村、栄町、神崎町、多古町及び芝山町
- 千 葉 東 部 … 銚子市、茂原市、東金市、旭市、匝瑳市、山武市、東庄町、大網白里町、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町及び長南町
- か ず さ ・ 臨 海 … 木更津市、市原市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市
- 南 房 総 … 館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町及び鋸南町

(3) 五地域区分の設定

五地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）については、別図「土地利用基本計画図」によって設定しました。

なお、それぞれの地域区分、細区分の基準等については次表のとおりです。

ア 五地域区分の基準

土地利用基本計画図における地域区分は、原則として次に掲げる個別規制法の土地利用規制の現況を基礎とし、更にそれぞれの地域の指定、変更、廃止等の手続きが速やかに了すると認められるものについては、適宜修正を加え、設定していくものです。

都 市 地 域	都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されることが相当な地域
農 業 地 域	農業振興地域の整備に関する法律第6条の規定により農業振興地域として指定されることが相当な地域
森 林 地 域	森林法第2条3項の規定による国有林の区域又は同法第5条1項の規定による地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域
自 然 公 園 地 域	自然公園法第5条又は千葉県立自然公園条例（昭和35年条例第15号）第4条の規定により自然公園として指定されることが相当な地域
自 然 保 全 地 域	自然環境保全法第22条又は千葉県自然環境保全条例（昭和48年条例第1号）第6条の規定により自然環境保全地域として指定されることが相当な地域

イ 細区分の内容

五地域区分の土地利用規制に直接的に関連する次の地域、地区等は、その指定の現況の範囲を五地域の細区分としています。

五地域	細区分	定義
都市地域	市街化区域	都市計画法第7条第1項の規定による指定区域
	市街化調整区域	都市計画法第7条第1項の規定による指定区域
	用途地域	市街化区域及び市街化調整区域の区分のない都市計画区域にあって、都市計画法第8条第1項第1号の規定による指定区域
農業地域	農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定による指定区域
森林地域	国有林	森林法第2条第3項の規定による国有林の区域
	地域森林計画対象民有林	森林法第5条第1項の規定による地域森林計画に係る民有林の区域
	保安林	森林法第25条第1項の規定による指定区域
自然公園地域	特別地域	自然公園法第13条第1項及び千葉県立自然公園条例第11条第1項の規定による指定区域
	特別保護地区	自然公園法第14条第1項の規定による指定区域
自然保全地域	特別地区	自然環境保全法第25条第1項及び千葉県自然環境保全条例第9条第1項の規定による指定区域

(4) 土地利用の原則

1(1)の県土地利用の基本方向を踏まえて、以下のとおり土地利用の原則を定めます。

土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行います。また、五地域のいずれにも属さない地域(以下「白地地域」という。)の土地利用については、個別規制法担当課と適切に連携・調整し、当該地域の特性及び周辺地域との関連性を考慮して適正な土地利用を図るものとします。

なお、五地域の変更に伴い白地地域が生じ、将来の無秩序な開発等が懸念される場合においても、個別規制法の区域・地域の指定による措置を検討していくなど、適正な土地利用の規制・誘導を図っていくこととします。

ア 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に整備し、保全し、及び開発する必要性がある地域です。

都市地域の土地利用については、人口安定期への移行や少子・高齢化の進展、人々の価値観やライフスタイルの多様化等の社会経済情勢の変化に対応し、多様な世代が、生き生きと豊かに暮らすことのできる都市基盤の整備を推進するとともに、バリアフリーやユニバーサルデザイン等に配慮しながら、安心、快適でコンパクトな市街地の形成を目指していきます。

また、市街地の質的な改善や充実、防災性の向上を図るための、道路、公園、下水道等の社会資本の整備や市街地の再整備にあたっては、費用対効果などを踏まえ、既成市街地を中心に効率的、重点的な取り組みを図ります。

さらに、人々の生き生きとした暮らしの実現を図り、都市観光の振興や他地域との活発な交流を促進するため、歴史、文化など地域特性を活かし、景観や環境に配慮した魅力あふれる市街地の形成を推進します。

(ア)市街化区域(都市計画法第7条第1項の規定による「市街化区域」をいう。以下同じ。)においては、安全性、快適性、利便性及び防災性に十分考慮した宅地の供給、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備等を計画的に推進するとともに、既存ストックの活用や再開発等による市街地の再整備を進めます。

また、当該区域内の樹林地・水辺地等は良好な生活環境の維持のため、総合的な活用を図るものとします。

(イ)市街化調整区域(都市計画法第7条第1項の規定による「市街化調整区域」をいう。以下同じ。)においては、市街化を抑制すべき区域であるため、都市的土地利用は引き続き抑制していきますが、地域の振興、都市機能の増進などに著しく寄与するものについては、流域の治水安全度、周辺の自然環境等に十分配慮しつつ、適正な利用を認めるものとします。

(ウ)市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域(都市計画法第8条第1項第1号の規定による「用途地域」をいう。以下同じ。)内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地

域以外の都市地域においては、土地利用の動向を踏まえ、自然環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとします。

イ 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域です。

農業地域の土地利用については、農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であるとともに、農業生産活動を継続することによる県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、景観の形成、文化の伝承等多面的な機能を有していることから、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定による「農用地区域」をいう。以下同じ。）として設定するとともに、これらの農地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図っていきます。

また、農地の保全・管理、効率的かつ安定的な経営体への集積、農業生産基盤の整備等の施策を通じ、耕作放棄の発生の抑制、地域の実情に応じた耕作放棄地の復旧を進め、農地の保全・有効利用を促進するほか、生産性の高い農業や高付加価値型農業の展開のため、地域の特性に応じて、農地の区画の拡大、水田の汎用化等の生産基盤の整備を通じて、良好な営農条件を備えた農地の確保を図ります。

（ア）農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であるため、土地改良、灌漑排水等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとします。

（イ）農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等の農業以外の土地利用計画との調整が了した地域の農地の転用にあたっては、その調整された計画等を尊重することとしますが、生産力の高い農地、集団的な農地又は農業振興のための公共投資の対象となった農地については、極力、後順序に転用されるよう努めるものとします。

また、農業以外の土地利用計画等との調整を了していない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては、農地の転用は原則として行わないものとします。

ウ 森林地域

森林地域は、森林として利用すべき土地であり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域です。

森林地域の土地利用については、森林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止や保健・文化・教育活動への寄与等多面的な機能の発揮を通じて、県民生活の維持発展に大きく寄与しているほか、生物の多様性や景観を保全する機能、二酸化炭素を吸収・固定する機能の発揮など新たな期待も高まっています。

このため、森林地域の土地利用については、保安林（森林法第25条第1項の規定による「保安林」をいう。以下同じ。）制度の適切な運用、山地災害等の防止対策、公益的機能の高度発揮が必要な森林の公有化及び開発行為の適正な運用等により森林の保全を図ります。また、森林の有する多面的機能を総合的かつ効果的に発揮させるよう、適正な保育・間伐

や多様な森林の造成等の森林整備を、地域の合意のもとに多様な主体の参画により推進していきます。

(ア) 保安林については、県土の保全、水資源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであるため、適正な管理を行うとともに他用途への転用は行わないものとします。

(イ) 保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、特に木材等森林で生産される資源を培養する機能の高い森林、水資源を保持し湧水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能の高い森林、土砂崩壊、土砂流出等の山地災害の発生その他表面浸食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能の高い森林、生活環境の悪化を防止し、快適な環境の保全・形成する機能の高い森林、健康・文化及び教育的活動に寄与する機能及び自然環境を保全・形成する機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとします。

なお、森林を他用途に転用する場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障をきたさないよう十分考慮するものとします。

エ 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用増進を図る必要がある地域です。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の景観地であり、その利用を通じて県民の保健・休養及び教化に資するものであることから、自然公園地域のみならず、周辺の土地利用を含めて優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとします。

特に、レクリエーション空間としてますますその価値が高まりつつある中で、健全な利用に資する施設整備等にあたっては、自然の改変を少なくし、自然公園の機能及び景観を損なわないように最大限の配慮をするものとします。

(ア) 特別保護地区(自然公園法第14条第1項の規定による「特別保護地区」をいう。以下同じ。)においては、その設定の趣旨に即し景観の厳正な維持を図るものとします。

(イ) 特別地域(自然公園法第13条第1項及び千葉県立自然公園条例第11条第1項の規定による「特別地域」をいう。以下同じ。)においては、その風致の維持を図るべきものであるため、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとします。

(ウ) その他の自然公園地域においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとします。

オ 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を特に図る必要がある地域です。

自然保全地域の土地利用については、県土保全はもとより、豊かな自然環境の中で生物多様性の保全に資する貴重な空間であるため、将来の県民に継承することができるよう、

積極的に保全を図るものとし、自然保全地域のみならず周辺の土地利用についても、自然環境及び景観を損なわないよう最大限の配慮をするものとし、

(ア)特別地区(自然環境保全法第25条第1項及び千葉県自然環境保全条例第9条第1項の規定による「特別地区」をいう。以下同じ。)においては、指定の趣旨に即し、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとし、

(イ)その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとし、

2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうちの二地域が重複している地域においては、次に掲げる調整方針に即し、また、三以上の地域が重複する地域においては、次に掲げる調整方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位等を考慮して、1の(2)に掲げるゾーン別の土地利用の基本方向に沿った適性かつ合理的な土地利用を図るものとします。

(1) 都市地域と農業地域が重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域が重複する場合
農用地としての利用を優先するものとします。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域が重複する場合
原則として、農用地としての利用を優先しますが、土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとします。

(2) 都市地域と森林地域が重複する地域

ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を図るものとします。

イ 市街化区域又は用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として、都市的な利用を優先しますが、森林の諸機能の保全、整備に努めるものとします。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として、森林としての利用を優先しますが、森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとします。

(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する場合

ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合
原則として、都市的な利用を優先しますが、自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図るものとします。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域が重複する場合
自然公園としての保護及び利用を図るものとします。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。

(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する場合

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区が重複する場合
自然環境の保全を図るものとします。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合
自然環境の保全を優先するものとします。

(5) 農業地域と森林地域が重複する場合

ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとします。

イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として、農用地としての利用を優先するものとしますが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとします。

ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
原則として、森林としての利用を優先するものとしますが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとします。

(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別地域が重複する場合
自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。

イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合
原則として、自然公園としての保護及び利用を優先するものとしますが、自然公園としての保護及び利用との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとします。

(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する場合

ア 農業地域と特別地区とが重複する場合
自然環境の保全上支障のある農業上の利用は認めないものとします。

イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域が重複する場合
原則として、自然環境の保全を優先するものとしますが、自然環境の保全との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとします。

(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する場合

自然公園としての保護及び利用に配慮し、両地域の調整を図っていくものとします。

(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する場合

自然環境の保全に配慮し、両地域の調整を図っていくものとします。

3 土地利用基本計画の推進体制

本基本計画は、土地利用行政に関するマスタープラン機能や個別規制法の計画・規制に係る「総合調整機能」を有しており、各個別規制法は本基本計画に即して、それぞれの土地利用規制を運用することが求められています。

県では、本基本計画の推進に向け、一定規模以上の開発における土地利用の調整・協議などを行う土地利用調整会議において、各個別規制法の計画策定時における連携・調整や土地利用情報の共有などを図りつつ、県内で生じている土地利用上の課題について検討するなど、本基本計画が有する総合調整機能を有効に発揮させ、実効性を高めていきます。

また、土地利用における計画・許認可などについて、国・市町村と連携・調整を図るとともに、千葉県国土利用計画地方審議会での調査審議を効果的に実施するなど、他の主体との協働により、本基本計画の一層の推進を図っていきます。

4 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

別表に掲げた公的機関を計画又は事業主体とする開発保全整備計画については、当該計画に基づく事業が円滑に実施されるよう下記のとおり配慮するものとします。

ア 当該計画に係る事業の実施を明らかに阻害することとなる土地取引については、国土利用計画法第16条の規定による不許可又は第24条の規定による中止勧告等の措置を講ずるものとします。

イ 当該計画に係る事業が円滑に実施されるよう、国土利用計画法第10条の趣旨及び各個別規制法の趣旨に即し、個別規制法の運用上配慮されるよう調整するものとします。

別表 公的機関の開発保全整備計画

整理番号	計画名	事業目的	規模	位置	計画主体	事業主体	備考
1	夷隅川総合開発事業（大多喜ダム）	洪水調整、都市用水の供給、流水の正常な機能の維持	ha 41.0	大多喜町西部田、上原	千葉県	千葉県	
2	江戸川左岸流域下水道事業 江戸川第1終末処理場整備事業	都市環境の整備及び江戸川の水質保全	ha 30.0	市川市下妙典、本行徳及び加藤新田	千葉県	千葉県	
3	広域河川改修事業（海老川）	都市防災、治水施設整備	ha 22.0	市川市北方、船橋市市場、東町	千葉県	千葉県	
4	成田広域公園整備事業	成田広域公園の整備	ha 100.0	成田市（騒音区域内）	千葉県	千葉県	
5	八千代都市計画公園事業（八千代広域公園）	都市公園の整備	ha 53.4	八千代市村上、萱田、萱田町、米本及び下市場	千葉県	千葉県	
6	松戸市都市公園事業	都市公園の整備	ha 50.5	松戸市千駄堀	松戸市	松戸市	
7	野田市スポーツ公園建設事業	運動公園の整備	ha 187.9	野田市三ツ堀、木野崎、瀬戸、瀬戸上灰毛、目吹	野田市	野田市	
8	九十九里都市計画公園事業	都市公園の整備	ha 20.8	山武郡九十九里町不動堂字白幡ほか	九十九里町	九十九里町	
9	成田国際空港建設事業	成田国際空港の建設	ha 1,125.0	成田市天神峰ほか山武郡芝山町香山新田ほか香取郡多古町一鍬田ほか	国土交通省	成田国際空港株式会社	

(参 考)土地利用基本計画図について

1 計画図

別図のとおり。なお、参考図として別添総括図を併せて作成しました。

2 図面表示の方法

各地域及び各地域の細区分は、一団の区域面積が概ね1ヘクタール以上のものを表示しました。

また、各地域及び各地域の細区分の境界線が一致した場合の表示は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の順序に地域区分を優先させ、細区分の表示はその後の順序としました。

3 地域区分及び細区分別面積

五地域区分の面積及び細区分の地域・地区等の面積は次のとおりです。

平成21年3月31日現在

五 地 域	細 区 分	面 積 (ha)	割 合 (%)	備 考
都 市 地 域		360,116	69.8	
	市街化区域	70,570		
	市街化調整区域	133,889		
	その他の都市計画区域 における用途地域	13,268		
農 業 地 域		397,736	77.1	平成19年12月1日現在
	農用地区域	104,983		〃
森 林 地 域		161,732	31.4	平成20年3月31日現在
	国有林	7,754		
	地域森林計画 対象民有林	150,385		
	保安林	18,589		
自 然 公 園 地 域		28,537	5.5	
	特別地域	13,245		
	特別保護地区	6		
自 然 保 全 地 域		1,774	0.3	
	特別地区	292		
計		949,895	184.2	
白 地 地 域		1,166	0.2	
合 計		951,061	184.4	
県 土 面 積		515,660	100.0	

- (注) : 1. 県土面積は、平成20年10月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。
 2. 細区分面積は、個別規制法部局資料による。
 3. 五地域各地域の面積には、上表細区分以外の面積も含まれており、また森林地域では細区分間に重複する面積がある。

4 五地域の重複状況別面積

五地域が重複する面積の状況は概ね次のとおりです。

平成21年3月31日現在

区 分		面積 (ha)	割合 (%)
重 複 の な い 地 域	(都)	91,600	17.8
	(農)	65,116	12.6
	(森)	9,157	1.8
	(公)	347	0.1
	(保)	4	0.0
	計	166,224	32.2
重 複 地 域	(都)と(農)	181,907	35.3
	(都)と(森)	5,209	1.0
	(都)と(公)	897	0.2
	(都)と(保)	-	-
	(農)と(森)	67,203	13.0
	(農)と(公)	2,638	0.5
	(農)と(保)	51	0.0
	(森)と(公)	5,426	1.1
	(森)と(保)	1,147	0.2
	(都)と(農)と(森)	64,153	12.4
	(都)と(農)と(公)	11,153	2.2
	(都)と(農)と(保)	3	0.0
	(都)と(森)と(公)	441	0.1
	(都)と(森)と(保)	-	-
	(農)と(森)と(公)	4,357	0.8
	(農)と(森)と(保)	922	0.2
	(都)と(農)と(森)と(公)	2,347	0.5
	(都)と(農)と(森)と(保)	28	0.0
計	347,882	67.5	
白 地 地 域		1,166	0.2
県 土 面 積		515,660	100.0

- (注) : 1 . (都)は都市地域、(農)は農業地域、(森)は森林地域、(公)は自然公園地域、(保)は自然保全地域
2 . 各区分の面積は、土地利用基本計画図上で計測したものである。